

今年初めて確定申告をする人へ

初回無料相談致します(zoom 会議可)

以下の方は確定申告が必要です。

事業や不動産賃貸をしている	青色申告か白色申告か 複式簿記で 経理? 現金出納帳ですか?	事業所得 不動産所得
株、土地建物の譲渡をした人	株は特定口座か 土地は令和2年の契約か	譲渡所得 分離課税
副業で収入があった人	副業の所得が20万円を超える人	雑所得 一時所得
医療費(入院、出産)があった人	医療費が10万円か所得の5%のど ちらかを超える金額	医療費控除
ふるさと納税をした		寄付金控除
自然災害 台風被害にあった	台風、洪水	雑損控除、災害減免法

確定申告とは1年間に生じた所得とそれに対する税金を計算し、税務署へ申告する手続きです。

- ① 事業を始めた方や不動産賃貸業、副業、または株や土地譲渡などで所得(収入)があった方
- ② 高額な医療費の支払や災害に見舞われた方、ふるさと納税をされた方などの「所得税税額控除」の対象になっている方。

「知らないで損をしない」ように、些細な事でも構いませんので、お気軽にご相談ください。

税理士紹介

藤田明税理士事務所

税理士 藤田明

銀行で30年、税理士として17

年、47年以上「お金と税金のプロ」としてキャリアを積んできました。毎月30件ぐらい、年間360件のさまざまな税金等に関するご相談をお受けしています。特に不動産関係の税務、相続関係のご相談を得意としています。



新型コロナウイルス感染症への臨時特例	
1人10万円の特別定額給付金は課税されません。	
初めて住宅ローン控除を受ける人は臨時措置があります。	
イベント中止のチケットが寄付金控除の対象になります。	

今年のおもな改正点	
すべての人が対象、基礎控除額が10万円引き上げ 従来38万円 → 48万円に引き上げ	従来より有利
給与所得控除額が一律10万円引下げ 年収850万円以下 一律10万円	従来より不利
公的年金控除額が一律10万円引下げ	従来より不利
青色申告控除が55万円に。e-taxなら65万円	e-taxで申告しよう
所得金額調整控除あり	障害者、扶養控除親族あり
扶養控除、配偶者控除は合計所得が48万円以下の家族	
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下
ひとり親控除が創設	死別、離婚、未婚とも

今年はコロナ禍のため、税務署主催の無料相談は密を避けるため相次いで中止になっています。税務署での申告も混雑が予想されます。会場相談よりも当事務所との個別相談を利用しましょう。

確定申告の税金のご相談初回無料で行います。
当事務所へ電話して予約してください。TEL047-325-0173 (Zoom 会議可です。)
電子申告のご依頼をいただいたときは、手数料いただきます。内容により1万円から
藤田明税理士事務所 〒272-0824 市川市菅野4-13-1-305
電話はこちらへ TEL 047-325-0173
FAXはこちら 047-711-1613 メールはこちら Email:ayfujita@gaea.ocn.ne.jp
当事務所のホームページはこちら https://s49fujitax.com